

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年 8 月25日
【会社名】	名古屋電機工業株式会社
【英訳名】	NAGOYA ELECTRIC WORKS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 干場 敏明
【本店の所在の場所】	名古屋市中川区横堀町1-36
【電話番号】	0 5 2 ( 4 4 3 ) 1 1 1 1 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	取締役 江州 秀人
【最寄りの連絡場所】	愛知県あま市篠田面徳29-1
【電話番号】	0 5 2 ( 4 4 3 ) 1 1 1 1 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	取締役 江州 秀人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 99,220,000円（注） （注） 本募集金額は1億円未満であります。企業内容等開示 に関する内閣府令第2条第4項2号の金額通算の規定に より、本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目 8 番20号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	220,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成27年8月25日開催の取締役会決議によります。  
2 振替機関の名称及び住所は次の通りであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	220,000株	99,220,000	49,610,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	220,000株	99,220,000	49,610,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。  
2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
451	225.5	100株	平成27年9月10日(木)～ 平成27年9月11日(金)	-	平成27年9月14日(月)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。  
3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。  
4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払い込むものとしします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
名古屋電機工業株式会社 社長室	愛知県あま市篠田面徳29-1

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 柳橋支店	名古屋市東区中村区名駅南1-16-30

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
99,220,000	800,000	98,420,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

2. 上記発行諸費用の概算額の内訳は、登記に係る登録免許税、司法書士費用の合計額であります。

##### (2)【手取金の使途】

日本信号株式会社の株式購入資金に充當いたします。

後記「第3 [ 第三者割当の場合の特記事項 ] 1 [ 割当予定先の状況 ] (2) 割当予定先の選定理由」に記載の通り、当社と日本信号株式会社は平成27年8月25日付で、以下を骨子とする業務提携契約を締結しました。

(1) 日本信号株式会社および当社が保有する製品の相互供給

(2) 新製品の開発・研究・設計・生産・販売

(3) その他日本信号株式会社および当社が合意した業務

本業務提携に加えて、当社においても、本第三者割当増資により調達できる資金をもとに、平成27年11月未までを目途に日本信号株式会社の株式を取得することにいたしました。なお、取得する株式数は発行済株式総数に対する割合で1%を超えない範囲となる見込みです。両社が互いの株式を保有することにより、本資本業務提携の成果を一層増大させることが可能になるものと考えております。

#### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

名称	日本信号株式会社	
本店の所在地	東京都千代田区丸の内1-5-1	
届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第132期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日） 平成27年6月24日関東財務局長に提出  （四半期報告書） 事業年度第133期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日） 平成27年8月5日関東財務局長に提出	
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術または取引等の関係	当社との関係において、自治体市場での機器のOEM供給や制御器等購入の取引関係があります。	

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係欄は届出書提出日現在のものです。

##### (2) 割当予定先の選定理由

当社は、情報装置事業において、高速道路会社、国土交通省および地方公共団体などに向けた各種道路情報板の製造および販売を行っております。

近年の情報装置事業につきましては、政府の「国土強靱化」政策もあり、道路インフラ事業全体が非常に注目を浴び、同業他社に加え新規参入した企業との価格競争が続いております。しかしながら、当社では大型案件だけでなく小型案件の獲得にも注力したことなどにより、売上は堅調に推移してまいりました。

一方、損益面につきましては、競争の激化により採算性が厳しい状況のなか受注済案件の契約金額増額やコスト削減などにより改善してまいりました。

今後は、政府の経済対策により一定の発注量は見込まれるものの、引き続き、落札価格の低下や新規企業の参入などにより、激しい競争が予想されます。

そのような状況の下、当社は、十数年前から取引のあった「鉄道信号」および「交通管理者向け市場」を主とした交通インフラ事業を手掛ける日本信号株式会社と協議し、両社各々の営業的強みを生かした交通管理者向け市場および道路管理者向け市場での販路拡大、製品ラインアップの充実に加え、海外での協業などによる事業の拡大を図ることを目的として業務提携契約を締結することとしました。

本業務提携に加え、両社が互いの株式を保有することにより、当社と日本信号グループとのパートナー関係が一層強化され、当社の情報装置事業の売上、利益の増加および既存株主の利益にもつながるものと判断し、日本信号株式会社を割当先として選定いたしました。

##### (3) 割り当てようとする株式の数

日本信号株式会社 当社普通株式 220,000株

##### (4) 株券等の保有方針

割当予定先からは、割当する株式の保有方針について、口頭ではありますが、本資本業務提携の下、中期的に継続して保有する意向である旨の報告を受けております。なお、当社は割当予定先が、割当後2年間において当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を名古屋証券取引所に報告することおよび当該内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が関東財務局へ提出した直近の第132期有価証券報告書(平成27年6月24日提出)および第133期第1四半期報告書(平成27年8月5日提出)における連結財務諸表により、本第三者割当増資に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しており、払込の確実性には問題ないものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先である日本信号株式会社は、東京証券取引所第一部に上場しており、会社の沿革、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表しております。また、割当予定先は、東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の中で、「当社グループは、社会的正義の実践の観点から反社会的勢力とは直接・間接を問わず一切関係を持ちません。反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、適宜、警察等の関連行政機関および弁護士等の法律専門家とも連携し、断固として不当な要求を排除いたします。」等、反社会的勢力との関係を一切遮断する旨の宣言をしております。以上から、当社は、割当予定先、割当予定先の役員もしくは子会社または割当予定先の主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本件発行価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日(以下、「本取締役会決議日」)である平成27年8月25日の直前1ヶ月間(平成27年7月25日から平成27年8月24日まで)の株式会社名古屋証券取引所(以下、「名古屋証券取引所」)における当社普通株式の終値の平均値451円(円位未満切捨)といたしました。

本発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日(平成27年8月24日)の当社普通株式の終値である397円(円未満切捨)に対しては13.6%のプレミアム、同直前3ヶ月(平成27年5月25日から平成27年8月24日まで)の終値の平均値である463円(円単位未満切捨)に対しては2.6%のディスカウント、同直前6ヶ月間(平成27年2月25日から平成27年8月24日まで)の終値の平均値である468円(円位未満切捨)に対しては3.6%のディスカウントとなります。

発行価額を直前1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値を採用することといたしましたのは、一時的な相場変動等の特定要因を排除でき、本取締役会決議日の直前営業日の終値に比べて、算定根拠として客観性が高く合理的と判断したためであります。なお、直前3ヶ月間あるいは直前6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値を採用しなかったのは、本取締役会決議日の直前営業日に近い一定期間の平均値のほうが、算定根拠としてより客観性があると判断したためであります。

また、本発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の原則に準拠したものであり、会社法第199条3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

更に、本日開催した取締役会に出席した社外取締役および監査役3名(うち社外監査役2名)は、本第三者割当増資の実施を決議した取締役会決議において、上記発行価額は合理的と考えられる算定根拠により決定され、上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、割当予定先に特に有利な価額または特に有利な条件による発行には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により、割当先に対して割り当てる株式数は、220,000株であり、本第三者割当増資前の発行済株式総数6,202,000株に対する割合は3.55%、平成27年3月31日時点の総議決権数6,140個(当社は平成27年7月1日付にて単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました)が、平成27年3月31日時点の株主名簿においては単元株式数1,000株として総議決権数が算出されていることから、本第三者割当増資により増加する議決権数については、単元株式数を1,000株として算出しております。)に対する割合は3.58%に相当し、本割当により一定の希薄化が生じます。

しかしながら、今回の日本信号株式会社との資本業務提携により、日本信号グループとの更なるパートナー関係強化を図ることは、当社の情報装置事業の売上および利益の増加等につながり、当社の企業価値および株主価値の向上に寄与し、既存株主の利益につながると考えており、本第三者割当増資による発行数量および株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

**4【大規模な第三者割当に関する事項】**

該当事項はありません。

**5【第三者割当後の大株主の状況】**

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
名古屋電機工業社員持株会	愛知県あま市篠田面徳29-1	645	10.50%	645	10.14%
服部正裕	名古屋市千種区	564	9.19%	564	8.87%
有限会社名電興産	名古屋市千種区丘上町1-38-1	540	8.79%	540	8.49%
服部哲二	名古屋市西区	440	7.17%	440	6.92%
中部証券金融株式会社	名古屋市中区栄3-8-20	292	4.76%	292	4.59%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	286	4.66%	286	4.50%
福谷桂子	名古屋市千種区	254	4.14%	254	3.99%
日本信号株式会社	東京都千代田区丸の内1-5-1	0	0.00%	220	3.46%
第一実業株式会社	東京都千代田区神田駿河台4-6	170	2.77%	170	2.67%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	144	2.35%	144	2.26%
計	-	3,335	54.32%	3,555	55.90%

(注) 1 割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合は、平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

(当社は平成27年7月1日付にて単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。平成27年3月31日時点の株主名簿においては単元株式数1,000株として総議決権数が算出されていることから、本第三者割当増資により増加する議決権数については、単元株式数を1,000株として算出しております。)

2 上記の比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年8月25日）までの間において、変更及び追加はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年8月25日）現在においてもその判断に変更はありません。

### 2. 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第58期）における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年8月25日）までの間において、変更はありません。

### 3. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第58期）の提出日（平成27年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年8月25日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成27年7月1日に以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

#### 1 [提出理由]

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株式に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円 総額 30,719,550円  
ロ 効力発生日 平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることに伴い、社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、監査役の責任を予め限定する契約締結できる旨の規定を変更するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、干場敏明、服部高明、浅野和夫、江州秀人、礪野弘一、本多正俊及び赤澤義文の7氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、榎泰邦及び市原裕也の両氏を選任するものであります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件  
退任取締役大矢鈴明氏及び退任監査役服部紀男、赤澤義文の両氏に対し、退職慰労金を贈呈するものであります。  
また、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、干場敏明、服部高明、浅野和夫、江州秀人及び間瀬憲治の5氏に対し、退職慰労金を打切り支給することとし、支給の時期は各取締役及び監査役退任の時とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	4,992	66	0	(注)1	可決(98.70%)
第2号議案 定款一部変更の件	5,053	5	0	(注)2	可決(99.90%)
第3号議案 取締役7名選任の件					
干場 敏明	5,044	14	0	(注)3	可決(99.72%)
服部 高明	5,044	14	0		可決(99.72%)
浅野 和夫	5,048	10	0		可決(99.80%)
江州 秀人	5,044	14	0		可決(99.72%)
磯野 弘一	5,044	14	0		可決(99.72%)
本多 正俊	5,048	10	0		可決(99.80%)
赤澤 義文	5,044	14	0		可決(99.72%)
第4号議案 監査役2名選任の件				(注)3	
榎 泰邦	5,044	14	0	(注)3	可決(99.72%)
市原 裕也	4,900	158	0		可決(96.88%)
第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件	4,899	159	0	(注)1	可決(96.86%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。



#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第58期)	自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日	平成27年6月26日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第59期第1四半期)	自 至	平成27年4月1日 平成27年6月30日	平成27年8月7日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月26日

名古屋電機工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 宏 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 城 卓 男 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている名古屋電機工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名古屋電機工業株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、名古屋電機工業株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、名古屋電機工業株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月4日

名古屋電機工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 宏 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 城 卓 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている名古屋電機工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第59期事業年度の第1四半期会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、名古屋電機工業株式会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。